

四日市市告示第 2 1 6 号

四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、市内の木造住宅で耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 1 5 年四日市市告示第 2 1 2 号）第 3 条に規定する住宅をいう。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。

ア 四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づく診断

イ 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する三重県木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法 1（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断

(3) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物として市長が認めるものをいう。

(対象住宅)

第 3 条 補助金の交付対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 旧基準木造住宅

(2) 木造住宅耐震診断において、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による評点が 0. 7 未満とされた住宅

(3) この要綱及び四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱（平成22年四日市市告示第152号）、四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（平成18年四日市市告示第93号）、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の規定による、補助金の交付を受けていない住宅

(4) 現に人が居住し、又は居住が見込まれる住宅
(交付の対象)

第4条 補助金は、市内の対象住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する者に対し、交付するものとする。

2 補助の対象となる経費は、耐震シェルターの購入及び設置に要する費用（住宅1棟にあたり1箇所にあつては、費用に限る。以下「補助対象経費」という。）とし、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、リース契約や維持保全等にかかわる費用については補助対象経費から除外する。

- (1) 耐震シェルターの購入費
- (2) 設置費（設置運搬に必要な運搬費含む）
- (3) 工事費（設置に必要な不可欠な床下工事費含む）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が75万円を超えるときは、75万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震判定書の写し
- (2) 補助対象経費の見積書等の写し
- (3) 対象住宅の所有者が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に

付することができる。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、申請内容を変更又は中止するときは(軽微な変更を除く)、耐震シェルター設置事業補助金変更・中止承認申請書(第3号様式)に変更・中止の内容及び理由を確認することができる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、予定工期の変更及び補助金額に変更がなく、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各項目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、内容を審査し、相当と認めるときは耐震シェルター設置事業補助金変更・中止承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第8条 申請者は、耐震シェルターの設置が完了したときは、速やかに耐震シェルター設置事業補助金完了実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象経費の資料(明細書の写し等)
- (4) 耐震シェルターの設置前及び設置後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、耐震シェルターの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の確定通知書を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置事業補助金支払請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付内容、これに付した条件その他法令に違反したとき
- (3) その他補助金の使用が不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の評価)

第14条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正または廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。